

 株式会社メイホールディングス

第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11
じゅうろくプラザ 2階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項 議案 取締役5名選任の件

目 次

株主の皆様へ.....	1
第10回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類.....	6
事業報告.....	10
連結計算書類.....	30
計算書類.....	33
監査報告.....	36

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、第10回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、当社の現況と今後の方向性についてご報告申し上げます。

【グループのミッション】

地域企業の自律と連携を通じて
一人ひとりがしあわせを実感できる社会を創造する

2026年6月期は、本業の成長を実現する一方、これまでの課題に正面から向き合った一年となりました。売上高は135億円を超えて過去最高を更新し、利益率の改善により、営業利益・経常利益も過去最高となりました。

一方、過去のM&Aによりグループに迎えた一部の会社では、収益が当初の計画を下回りました。将来の収益見通しを改めて精査した結果、のれん等の減損損失を計上し、最終損益は赤字となりました。経営者として、この結果を重く受け止めております。今後は、買収後の統合（PMI）を一層強化するとともに、業績と各施策の進捗を的確に把握し、必要な対策を迅速に講じてまいります。

グループ全体では、本業の稼ぐ力は着実に高まっており、2027年6月期は増収増益と最終損益の黒字回復を見込んでおります。

当期は新たに3社をグループに迎えました。規模の拡大そのものを目的とせず、「各社の自律的な成長」と「グループとしての総合力」の両立を目指します。

この一年、私は「判断の基準は損得ではなく善悪、利己ではなく利他」と社内で伝えてきました。心の奥にある正しさを根として人と会社を育て、その先に成果としあわせを实らせる。この考え方を「樹福経営」と呼び、本年、「メイホーフィロソフィ」として新たに体系化しました。結果を生み出す日々の判断と行動を大切にまいります。

当社は、「地域企業の自律と連携を通じて、一人ひとりがしあわせを実感できる社会を創造する」という理念のもと、建設、人材、介護などの分野で、地域を支える企業の永続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆様をはじめ、日頃より当社グループを支えてくださる皆様、そして日々の業務に尽力するグループ全従業員に、心より感謝申し上げます。引き続きご理解とご支援を賜りますとともに、本総会へのご出席または議決権のご行使をお願い申し上げます。

2026年9月

代表取締役社長

尾松豪紀

株 主 各 位

岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

株式会社メイホールディングス

代表取締役社長 **尾松 豪紀**

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://meihoholdings.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7369/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メイホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7369」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）				
2 場 所	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅうろくプラザ 2階ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>議案 取締役5名選任の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 計算書類報告の件	決議事項	議案 取締役5名選任の件
報告事項	1. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2025年7月1日から2026年6月30日まで） 計算書類報告の件				
決議事項	議案 取締役5名選任の件				

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した本招集ご通知（書面）をお送りいたします。ただし、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりませんので上記インターネット上の各ウェブサイトをご覧ください。従って、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使についてのご案内】

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
3. 議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年9月25日 (金曜日)

午前10時

(受付開始：午前9時30分)



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙
に議案に対する賛否を

ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着する
ようご返送ください。)



行使期限

2026年9月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

[illegible]

※議決権行使書用紙はイメージです。

議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

議案

取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	候補者属性		
1	お まつ 尾松	ひでとし 豪紀	代表取締役社長	再 任		
2	の じま 野島	とおる 透	取締役専務執行役員	再 任		
3	お まつ 尾松	ひろたか 弘崇	取締役常務執行役員	再 任		
4	の の むら 野々村	もと じ 元次	社外取締役	再 任 社 外 独 立		
5	えんどう 遠藤	ゆたか 寛	—	新 任 社 外 独 立		
再 任	再任取締役候補者	新 任	社 外	社外取締役候補者	独 立	証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1**
お ま つ ひ で と し
尾松 豪紀

再 任

生年月日
1963年11月4日
所有する当社の株式数
2,204,500株
在任年数
9年7か月
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年 4 月	日立造船株式会社入社
1992年 4 月	株式会社メイホーエンジニアリング入社
1998年 7 月	同社 取締役
2001年 7 月	同社 代表取締役社長
2013年 4 月	一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事
2016年 6 月	株式会社アルト 代表取締役社長
2017年 2 月	当社 代表取締役社長（現任）
2017年 7 月	株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役会長
2017年 7 月	株式会社アルト 代表取締役会長
2018年 7 月	一般社団法人マルエイソーシャルサポート 理事（現任）

取締役候補者とした理由

尾松豪紀氏は、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**
の じ ま と お る
野島 透

再 任

生年月日
1961年6月16日
所有する当社の株式数
一株
在任年数
4年
取締役会出席状況
14/14回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年 4 月	大蔵省（現財務省）入省
1992年 5 月	外務省在タイ日本大使館一等書記官
2001年 7 月	財務省大阪国税局査察部長
2006年 8 月	内閣府本府参事官
2007年 9 月	学校法人二松学舎評議員（現任）
2012年 7 月	財務省大臣官房会計課長
2013年 7 月	財務省九州財務局長
2014年 7 月	独立行政法人都市再生機構理事
2020年11月	三井住友海上火災保険株式会社顧問
2020年12月	当社 顧問
2022年 9 月	中国学園大学客員教授（現任）
2022年 9 月	当社 取締役専務執行役員経営戦略室長
2023年 2 月	山田方谷記念館名誉館長（現任）
2024年 7 月	当社 取締役専務執行役員
2026年 7 月	当社 取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任）

取締役候補者とした理由

野島透氏は、長年にわたり財務省で要職を経験され、大所高所の目線による思考をお持ちであること、九州財務局長時代に地域社会の活性化などに携わられ、その知見や経験を有しております。今後も当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号 **3**
おまつ ひろたか
尾松 弘崇

再任

生年月日
1994年12月1日
所有する当社の株式数
一株
在任年数
1年
取締役会出席状況
10/10回

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2020年11月	東京大学 大気海洋研究所 学術支援職員就任
2021年 2月	三洋テクノマリン株式会社入社
2024年 1月	当社 入社
2024年 7月	当社 DX推進部長
2025年 8月	当社 常務執行役員関連会社統括部長
2025年 9月	当社 取締役常務執行役員関連会社統括部長
2026年 7月	当社 取締役常務執行役員事業統括本部長（現任）

取締役候補者とした理由

尾松弘崇氏は、当社グループ外の企業において、建設コンサルタント業に従事し、環境調査の分野で実務経験を積んでおります。これまで培った経験及び柔軟な発想を活かし、当社の新規事業展開・経営体制の強化に貢献していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年 4月	名古屋国税局入局
2006年 7月	名古屋東税務署 署長
2007年 7月	国税庁長官官房主任国税庁 監察官
2012年 7月	名古屋国税局 課税第二部長
2013年 9月	野々村元次税理士事務所 所長（現任）
2018年 7月	一般社団法人マルエイソーシャルサポート 監事（現任）
2018年 9月	当社 社外取締役（現任）
2025年 6月	株式会社タックオフィス 代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野々村元次氏は、国税庁での経歴や、税理士として培われた会計・税務に関する専門的な知識・経験などを当社の経営に反映いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任しております。

候補者番号 **4**
の の むら もと じ
野々村 元次

再任

社外

独立

生年月日
1953年1月28日
所有する当社の株式数
一株
社外取締役在任年数
8年
取締役会出席状況
14/14回

候補者番号

5

えんどう
遠藤

ゆたか
寛

新任

社外

独立

生年月日

1954年5月20日

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年 4 月	株式会社日本興業銀行入行
2002年 4 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部長
2004年 4 月	株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員国際管理部長
2007年12月	みずほインターナショナル（ロンドン）会長
2009年 4 月	みずほ証券株式会社 取締役副社長
2011年 4 月	公益財団法人日本国際問題研究所 専務理事兼事務局長
2013年 3 月	東京ベイヒルトン株式会社 取締役社長
2015年10月	地方公共団体金融機構 副理事長
2021年10月	地方公共団体金融機構 シニアアドバイザー
2024年 3 月	ビアメカニクス株式会社 社外取締役（監査等委員）
2026年 6 月	東京エレクトロン株式会社 社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

遠藤寛氏は、金融機関及び事業会社等において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と金融・資本市場に関する高い知見を有しております。当社が地域社会を支える企業グループとして、持続的な成長戦略及びグループ経営を推進していくにあたり、有益な助言及び監督をいただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 尾松豪紀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 野々村元次氏及び遠藤寛氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野々村元次氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 遠藤寛氏の選任が承認された場合、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、野々村元次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野々村元次氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、遠藤寛氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各候補者の再任又は選任が承認可決された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- ①当該保険契約の被保険者の範囲
当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役
- ②当該保険契約の内容の概要
被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- ③当該保険契約の保険料
保険料は全額当社負担となっております。
8. 野々村元次氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

以上

事業報告 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策の影響や中東情勢等に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景として、緩やかな回復基調で推移しました。個人消費には持ち直しの動きがみられ、設備投資も回復基調で推移しました。一方、物価上昇の影響は引き続きみられ、人手不足の状況が続いたほか、金融資本市場の変動等にも注意が必要な状況が続きました。

M&A市場においては、経営者の高齢化や後継者不足を背景とした事業承継ニーズが引き続き高水準で推移しました。加えて、事業ポートフォリオの見直しに伴うカーブアウトや、成長を目的とした企業グループへの参画、スタートアップ企業のイグジット、投資ファンドによる投資回収を目的とした売却案件など、売り手側の目的は多様化しており、多様な譲渡案件が継続的に市場へ供給される状況が続きました。このような市場環境のもと、当社が推進する従業員承継型M&Aや企業支援プラットフォームを軸とした成長戦略との親和性は引き続き高い状況にあります。

当社グループは、中期経営計画「メイホーサーティーベリオンドライブ（M30BD）」の初年度として、成長戦略の二本柱である「従業員承継型M&Aの推進」及び「企業支援プラットフォームの提供」を推進しております。

当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

- ・ 2025年10月：地域創生分野におけるシンクタンク機能強化のため、株式会社未来政策研究所を子会社化
- ・ 2026年1月：事業エリア及び顧客基盤の拡大を目的として、株式会社スタッフアドバンスが福島県の人材派遣事業を譲受
- ・ 2026年3月：事業エリア及び顧客基盤の拡大を目的として、株式会社メイホーアティーボが北海道の人材派遣事業を譲受
- ・ 2026年3月：地域密着型建設ネットワークの拡大を目的として、株式会社天野建設を子会社化
- ・ 2026年6月：北海道エリアでの事業展開に向け、同年2月に設立した事業承継準備会社である株式会社エモリスリンクに、株式会社メイホーアティーボ札幌営業所の事業を吸収分割により承継させることを決定（2026年8月1日付で実施）

また、将来のグループ会社数の増加を見据えたPMI（M&A後の統合プロセス）の強化に向け、グループ共通の価値観を浸透させる新たな研修を開始するとともに、業務効率化を目的とした基幹システムの統一化に着手しました。

これらの取り組みを通じ、中期経営計画「M30BD」に掲げる成長戦略を着実に推進し、将来の持続的な成長に向けた事業基盤の強化を図りました。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

売上高13,564,073千円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益496,987千円（同5.3%増）、経常利益507,014千円（同14.2%増）、親会社株主に帰属する当期純損失27,128千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益168,261千円）となりました。また、EBITDA^{*}については、1,051,940千円（前連結会計年度比3.6%増）となりました。

※ EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額

	第9期 (2025年6月期)	第10期 (2026年6月期)	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	13,007	13,564	557増	4.3%増
営業利益	472	497	25増	5.3%増
経常利益	444	507	63増	14.2%増
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）	168	△27	195減	－

<主な要因> M&Aによる事業基盤の拡大、既存事業の貢献及び減損損失の計上

当連結会計年度においては、M&A（株式取得及び事業譲受）によるグループ事業基盤の拡大に加え、既存事業が堅調に推移したことにより、建設関連サービス事業、人材関連サービス事業及び介護事業の売上高が前期を上回りました。建設事業の売上高は前期を下回ったものの、これら3事業の増収により、連結売上高は前期を上回りました。

利益面では、当連結会計年度におけるM&Aの検討及び実行に伴うデューデリジェンス費用やアドバイザリー費用等87,600千円が利益の減少要因となったものの、建設関連サービス事業及び建設事業における高収益案件の進捗や増額変更契約等が利益の増加に寄与し、営業利益は前期を上回りました。

親会社株主に帰属する当期純損失については、事業環境及び今後の収益見通しを踏まえ、人材関連サービス事業に属する株式会社レゾナゲートにおいて、のれんに係る減損損失269,031千円、建設事業に属する株式会社有坂建設において、土地等に係る減損損失21,535千円を特別損失として計上したことが主な要因です。

また、のれんに係る償却費及び減損損失は税効果を認識しないため、会計上の利益が減少しても法人税等は同程度には減少せず、税金等調整前当期純利益に対する税負担の割合が相対的に高くなりました。

＜受注動向＞受注高・受注残高は高水準を維持

建設関連サービス事業及び建設事業の受注は、当連結会計年度を通じて高い水準で推移しました。受注高は9,774百万円（前期比30.0%増）、受注残高は5,854百万円（同40.2%増）となりました。

建設系事業の特性上、受注残高が売上高及び利益に反映されるまでには一定の期間を要することから、受注残高の積み上がりは今後の業績に寄与するものと考えております。

＜地政学的リスクの影響＞

中東情勢等が当社グループの事業及び業績に与えた直接的な影響は、当連結会計年度において軽微でありました。もっとも、今後の情勢の推移によっては、エネルギー価格や資材価格の変動等を通じて間接的な影響が生じる可能性があります。引き続き関連動向を注視してまいります。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

(売上高及びセグメント利益は連結消去前の数値を記載しております。)

建設関連サービス事業

売上高
4,296百万円
(前連結会計年度比3.0%増)

売上高は4,295,747千円（前連結会計年度比3.0%増）、セグメント利益は653,599千円（同15.2%増）と増収増益となりました。

株式会社未来政策研究所（2025年10月グループ加入）の当事業への参入による売上高の押し上げに加え、期首の受注残高が堅調に売上高へ転嫁されたことが増収増益に寄与しました。

受注高は3,806,440千円（同4.2%減）、受注残高は2,026,696千円（同10.7%減）となりました。

人材関連サービス事業

売上高
4,064百万円
(前連結会計年度比16.0%増)

売上高は4,063,610千円（前連結会計年度比16.0%増）、セグメント利益は173,749千円（同15.3%減）と増収減益となりました。

売上高については、株式会社メイホーアークス（2025年5月グループ加入、2025年10月に株式会社ナスキーキャリアより商号変更）の当事業への参入、2026年3月の株式会社メイホーアティーボによる北海道の人材派遣事業の譲受及び株式会社メイホーガーディアの警備事業の好調が寄与しました。

セグメント利益については、上記事業譲受ならびに2026年1月の株式会社スタッフアドバンスによるエクセルツリー株式会社の人材派遣事業の譲受に伴うアドバイザー費用等の一時費用が発生したことが影響しました。

建設事業

売上高
4,286百万円
(前連結会計年度比3.8%増)

売上高は4,285,720千円（前連結会計年度比3.8%増）、セグメント利益は256,910千円（同13.1%増）と増収増益となりました。

売上高については、株式会社天野建設（2026年3月グループ加入）の当事業への参入による押し上げはあったものの、大阪メトロを中心とした鉄道工事を受託している今田建設株式会社及びハーミット株式会社において、大阪・関西万博の開催期間中の工事制限等が影響しました。

セグメント利益については、請負工事の一部に増額変更があったことが寄与しました。

受注高は5,967,888千円（前連結会計年度比68.4%増）、受注残高は3,827,322千円（同100.8%増）と堅調に推移しました。

介護事業

売上高
923百万円
(前連結会計年度比5.2%増)

売上高は923,156千円（前連結会計年度比5.2%増）、セグメント利益は74,633千円（同24.5%減）と増収減益となりました。

売上高については、デイサービスの各事業所の稼働率が順調に推移したことに加え、2024年9月にオープンした住宅型有料老人ホーム「アルトのお家 旦島」の入居者数も順調に推移したことが寄与しました。

セグメント利益については、住宅型有料老人ホーム「アルトのお家 旦島」に係る減価償却費の増大、2024年10月以降の社会保険の適用拡大に伴う人件費の増加及び食材費・燃料費・光熱費の高騰が影響しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は156,713千円です。

その主な内訳は、建設事業における事業所の改装工事等による建物の取得44,900千円、介護事業における事業所の改装工事等による建物の取得20,013千円であります。

③ 資金調達の状況

当社はグループの資金調達窓口の役割を担っております。

当連結会計年度中には、連結子会社における事業譲受資金として金融機関から2026年2月に115,000千円の長期借入金による調達を行いました。

また、新本社用の固定資産の取得資金として金融機関より2026年2月に323,306千円の調達を行いました。当該固定資産の取得に関しましては、2026年から2030年にわたり支払が複数回に分けて発生する予定であり今回がその第一回目の支払になります。これらの支払を都度当座貸越枠に基づく借入により調達した後に、当該借入の全額を長期借入金にシフトする方針です。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第7期 (2023年6月期)	第8期 (2024年6月期)	第9期 (2025年6月期)	第10期 (当連結会計年度) (2026年6月期)
売上高	(千円)	7,370,810	10,347,883	13,007,061	13,564,073
経常利益	(千円)	495,632	88,581	444,143	507,014
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	269,858	△87,891	168,261	△27,128
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	57.59	△18.73	35.83	△5.77
総資産	(千円)	4,146,868	7,612,471	6,601,351	7,388,868
純資産	(千円)	2,125,113	2,020,142	2,187,587	2,163,984
1株当たり純資産	(円)	452.93	430.29	465.81	460.05

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を除いた期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を除いた期末発行済株式数により算出しております。
3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社メイホーエンジニアリング	100,000	100.0	建設関連サービス事業 建設コンサルタント、補償コンサルタント、測量業他
株式会社レゾナゲート	20,000	100.0	人材関連サービス事業 労働者派遣事業、有料職業紹介事業
今田建設株式会社	40,000	100.0	建設事業 総合建設業
株式会社アルト	10,000	100.0	介護事業 通所介護、居宅介護支援事業所

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	今田建設株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市中央区本町1丁目3番15号 本町NXビル6階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,652,073千円
当社の総資産額	6,691,033千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「企業支援プラットフォーム」を通じてグループ各社の自律的な成長を支援するとともに、「従業員承継型M&A」により地域企業の事業承継課題の解決とグループの持続的な成長を目指しております。

今後も中長期的な企業価値の向上を実現するためには、グループ各社の収益力を高めるとともに、当社グループとの親和性及び持続的な成長が期待できる企業とのM&Aを着実に推進し、買収後の経営統合（PMI）を通じて企業価値の最大化を図ることが重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社グループでは、①当社グループの認知度向上、②優良なM&A案件の継続的な確保、③PMIの強化によるグループシナジーの最大化、④企業支援プラットフォームを活用したグループ各社のオーガニック成長の支援、⑤成長投資を支える財務基盤の強化を重要な経営課題と認識しております。

これらの課題に対処するため、当社グループは以下の施策を推進してまいります。

- ・当社グループの認知度向上策及び情報発信の強化
- ・金融機関、M&A仲介会社、事業承継・引継ぎ支援センター等との連携強化によるソーシング力の向上
- ・当社グループとの親和性及び持続的な成長が期待できる企業とのM&Aの推進
- ・PMI及び企業支援プラットフォームを通じたグループ各社の成長支援
- ・グループ内資金の有効活用及び金融機関との連携強化による機動的な資金調達体制の構築

(5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社グループは持株会社として経営指導等の経営管理を行う当社及び子会社の計25社により構成されており、建設関連サービス事業、人材関連サービス事業、建設事業及び介護事業を主たる事業としております。

事業区分	事業内容
建設関連サービス事業	建設コンサルタント業、補償コンサルタント業、測量業、地質調査業、発注者支援事業、専門調査・研究・コンサルティング事業、地域活性化事業
人材関連サービス事業	労働者派遣事業、有料職業紹介事業、警備業、海外アウトソーシング受託事業
建設事業	総合建設業、法面工事事業
介護事業	通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、居宅介護支援、住宅型有料老人ホーム

(6) 主要な営業所（2026年6月30日現在）

① 当社

本社	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
----	-----------------

② 主要な子会社

株式会社メイホーエンジニアリング	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
株式会社レゾナゲート	東京都千代田区一番町10番2号
今田建設株式会社	大阪府大阪市中央区本町1丁目3番15号
株式会社アルト	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

(7) 使用人の状況 (2026年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設関連サービス事業	197 (150) 名	12名減 (4名減)
人材関連サービス事業	200 (424) 名	19名増 (91名増)
建設事業	91 (36) 名	12名増 (11名増)
介護事業	79 (150) 名	10名増 (1名減)
合 計	567 (760) 名	29名増 (97名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38 (1) 名	1名増 (増減なし)	44.8歳	4.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社大垣共立銀行	579,440
株式会社みずほ銀行	445,000
株式会社十六銀行	403,533
株式会社名古屋銀行	170,000
株式会社北陸銀行	161,250

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,704,300株（自己株式501株を含む）
- （注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は7,500株増加しております。
- ③ 株主数 1,149名
- ④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
尾松 豪紀	2,204,500	46.86
河合 清明	468,000	9.94
株式会社SBI証券	230,816	4.90
山本 恭司	198,000	4.20
藤原 巧	163,800	3.48
尾松 恵子	138,000	2.93
楽天証券株式会社	107,200	2.27
メイホーホールディングス従業員持株会	95,600	2.03
株式会社マルエイ	75,000	1.59
宮下 真理	35,400	0.75

（注）1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

		第 1 回新株予約権	
発行決議日		2020年12月2日	
新株予約権の数 (注)2、(注)3		60個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注)2、(注)3		普通株式 (新株予約権1個につき)	90,000株 1,500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注)2、(注)3		新株予約権1個当たり (1株当たり)	420,000円 280円)
権利行使期間		2022年12月3日から 2030年12月2日まで	
行使の条件		(注)1	
使用人等の保有状況	当社使用人	新株予約権の数	14個
		目的となる株式数	21,000株
		交付者数	8名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	46個
		目的となる株式数	69,000株
		交付者数	29名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

2. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結時を効力発生時点として、2020年12月2日

付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。

3. 2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	おまつ ひでとし 尾 松 豪 紀	一般社団法人マルエイソーシャルサポート 理事
取締役専務執行役員	の じま とおる 野 島 透	学校法人二松学舎 評議員 中国学園大学 客員教授 山田方谷記念館 名誉館長
取締役常務執行役員	おまつ ひろ たか 尾 松 弘 崇	関連会社統括部長
取締役	の の むら もと じ 野々村 元 次	野々村元次税理士事務所 所長 一般社団法人マルエイソーシャルサポート 監事 株式会社タックオフィス 代表取締役社長
取締役	ふる かわ くに ひさ 古 川 國 久	シップヘルスケアホールディングス株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	いし だ やす とし 石 田 康 利	-
監査役	うえ だ けい すけ 上 田 圭 祐	公益財団法人日比科学技術振興財団 監事 一般財団法人越山科学技術振興財団 監事 公益財団法人三甲美術館 監事 公益財団法人鈴木謙三記念医科学応用研究財団 監事 公認会計士上田圭祐事務所 代表
監査役	かた おか のり あき 片 岡 憲 明	株式会社セリア 社外取締役（監査等委員） 愛知県弁護士会司法制度調査委員会 委員長 弁護士法人片岡法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役 野々村元次氏及び取締役 古川國久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 上田圭祐氏及び監査役 片岡憲明氏は、社外監査役であります。
3. 上田圭祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 片岡憲明氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、取締役 野々村元次氏及び取締役 古川國久氏、監査役 上田圭祐氏及び監査役 片岡憲明氏を独立役員として、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役

ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

ハ. 当該保険契約の保険料

保険料は全額当社負担となっております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社は取締役報酬配分ルールに基づき決定しており、その内容は業績及び職責等を勘案し、固定報酬の支給を行うこととしております。なお、2020年9月29日に開催した第4回定時株主総会にて取締役8名の報酬総額を年額500百万円以内、監査役3名の報酬総額を年額50百万円以内と決議しております。

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内で、取締役報酬配分ルールに基づき個別の報酬額を取締役会で決定しております。個別の報酬額は、月例報酬のみで構成されており、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮し決定しております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましても取締役会において妥当なものとして判断しております。

監査役の報酬については、月例報酬のみであり、株主総会で決議された範囲内で監査役の協議により決定しております。

第10期事業年度の役員の報酬額は、取締役については2025年9月11日の取締役会（第9回定時株主総会にて候補者が選任されることが条件）で承認されており、監査役については2024年9月26日の監査役会で承認されております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち社外取締役)	69,942 (7,200)	69,942 (7,200)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役(うち社外監査役)	12,000 (7,200)	12,000 (7,200)	－	－	3 (2)
合 計(うち社外役員)	81,942 (14,400)	81,942 (14,400)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。なお、取締役の報酬等の額には、2025年9月25日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分年額50,000千円以内）と決議しております。なお、取締役の金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会終結時の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 野々村元次氏は、野々村元次税理士事務所の所長、一般社団法人マルエイソーシャルサポートの監事、株式会社タックオフィスの代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 古川國久氏は、シップヘルスケアホールディングス株式会社の代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 上田 圭祐氏は、公益財団法人日比科学技術振興財団の監事、一般財団法人越山科学技術振興財団の監事、公益財団法人三甲美術館の監事、公益財団法人鈴木謙三記念医科学応用研究財団の監事、公認会計士上田圭祐事務所の代表であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 片岡 憲明氏は、株式会社セリアの社外取締役（監査等委員）、愛知県弁護士会司法制度調査委員会委員長、弁護士法人片岡法律事務所の代表弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 野々村 元次	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に関し客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 古川 國久	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。長年にわたるグループ企業に関する経営経験をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 上田 圭祐	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。
監査役 片岡 憲明	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会23回のうち23回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,800
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を2020年10月15日開催の取締役会において決議し、組織変更等に対応して改訂しております(最終改訂：2025年8月1日)。当社グループにおきましては、当該基本方針に基づき内部統制システムを構築し適切な運用を行っております。

a. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ、「グループコンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

ロ、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

ハ、内部通報制度を設け、すべての役員、執行役員及び従業員が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

ニ、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

b. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ、取締役及び執行役員の職務の執行に関わる情報については、法令及び「グループ文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行います。

ロ、取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できる体制とします。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、「グループリスクマネジメント規程」を制定し、各社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

ロ、リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。

ハ、危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

d. 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、当社においては、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離します。

ロ. 「取締役会規則」、「執行役員規程」、「グループ職務分掌規程」及び「グループ職務権限規程」を定め、当社グループの取締役及び執行役員の職務、権限及び責任の明確化を図ります。

ハ. 当社グループにおいては、取締役会及びグループ執行役員会を毎月1回以上開催します。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、予算管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。

ロ. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。

ハ. 関連会社統括部は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理業務を行います。

ニ. 当社グループの行動基準として、「バリュー（行動指針）」を周知します。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、及び当該従業員の当社の取締役からの独立性、並びに当社の監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たさせます。

ロ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた従業員は、取締役、執行役員及び上長等の指揮・命令は受けないものとしします。

ハ. 当該従業員の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしします。

g. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告するための体制

イ. 当社グループの業務を執行する取締役は、当社の監査役が出席する取締役会に、自己の職務の執行状況その他必要な情報を報告又は説明します。

ロ. 当社の常勤監査役が出席するグループ執行役員会において、当社の執行役員、その他のメンバーは、当社グループにおける業務執行に係る重要事項について連絡、協議します。

ハ. 当社グループの取締役、執行役員及び従業員は、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反するとと思われる事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査役会又は監査役に報告できるものとしします。

ニ. 当社の監査役会又は監査役は、必要に応じて、当社グループの取締役、執行役員、内部監査室等の従業員、会計監査人に対して報告を求めます。

ホ. 上記ハ. ニ. に基づき報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁じるものとしします。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
- ロ. 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- ホ. 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当事業年度における内部統制システムについて、以下のように運用しております。

a. 重要な会議の開催状況

取締役会を計14回開催しており、社外取締役、社外監査役を含むすべての取締役、監査役が出席して、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定し、また経営計画の進捗状況等の報告を受けております。

コンプライアンス委員会を2回開催し、あわせて、グループ全体を対象としたコンプライアンス勉強会を実施しております。また、リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化に取り組んでおります。

b. 監査役の職務の執行について

常勤監査役及び社外監査役2名は、取締役会に出席し取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。また月1回の監査役会のほか、代表取締役社長との意見交換、会計監査人及び内部監査室との三様監査会議を含めた計23回開催の監査役会に出席し、監査の実効性を確保しています。

c. 内部監査の実施について

内部監査室は、当事業年度の内部監査計画に基づき、グループ各社を対象に往査等の監査手続を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告しております。また、改善が必要と認めた事項については是正勧告を行い、改善報告書の受領及びフォローアップ監査を適切に実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図り、中長期的な企業価値の向上を目指す者であるべきと考えております。

現時点では、大規模買付行為に対する特別な対抗措置は導入しておりませんが、当社株式は市場において自由に取引されるべきものであり、大規模買付行為を一律に否定するものではありません。当社株式の大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

一方で、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることにより、当社グループの企業価値及び株主共同の利益が毀損されることは防止すべきであると考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大及び財務基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、現在、中長期的な企業価値の向上に向けた成長投資を優先し、内部留保の充実を図る段階にあることから、2017年2月に純粋持株会社として設立して以来、配当を実施しておりません。将来的には、経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元の充実を図っていきたいと考えておりますが、誠に遺憾ながら、当事業年度の期末配当につきましては無配とさせていただきます。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,713,904	流動負債	3,930,184
現金及び預金	422,812	買掛金	853,904
電子記録債権	54,937	短期借入金	836,506
売掛金	992,654	1年内返済予定の長期借入金	404,372
契約資産	1,829,536	リース債務	10,474
原材料及び貯蔵品	33,570	未払費用	682,511
その他	380,587	未払法人税等	234,291
貸倒引当金	△193	契約負債	261,791
固定資産	3,674,965	賞与引当金	220,445
有形固定資産	1,812,550	工事損失引当金	14,538
建物及び構築物	1,968,688	その他	411,351
減価償却累計額	△1,121,967	固定負債	1,294,701
建物及び構築物（純額）	846,721	長期借入金	902,650
機械装置及び運搬具	567,516	リース債務	22,639
減価償却累計額	△531,015	役員退職慰労引当金	67,813
機械装置及び運搬具（純額）	36,501	退職給付に係る負債	218,130
土地	524,953	繰延税金負債	5,098
リース資産	72,935	資産除去債務	71,122
減価償却累計額	△43,273	その他	7,250
リース資産（純額）	29,662		
その他	345,087	負債合計	5,224,885
減価償却累計額	△293,680		
その他（純額）	51,407	純資産の部	
建設仮勘定	323,306	株主資本	2,208,782
無形固定資産	1,557,153	資本金	448,172
のれん	1,497,876	資本剰余金	348,172
その他	59,277	利益剰余金	1,412,735
投資その他の資産	305,262	自己株式	△296
投資有価証券	2,380	その他の包括利益累計額	△44,799
繰延税金資産	178,365	為替換算調整勘定	△44,799
その他	124,517		
資産合計	7,388,868	純資産合計	2,163,984
		負債純資産合計	7,388,868

連結損益計算書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		13,564,073
売上原価		10,102,921
売上総利益		3,461,152
販売費及び一般管理費		2,964,165
営業利益		496,987
営業外収益		57,281
受取利息	1,787	
受取配当金	102	
為替差益	7,050	
受取地代家賃	11,578	
補助金収入	24,184	
その他	12,580	
営業外費用		47,254
支払利息	43,135	
その他	4,119	
経常利益		507,014
特別利益		40,370
固定資産売却益	3,166	
負ののれん発生益	37,204	
特別損失		294,474
固定資産売却損	41	
減損損失	290,565	
その他	3,867	
税金等調整前当期純利益		252,910
法人税、住民税及び事業税	318,587	280,039
法人税等調整額	△38,549	
当期純損失		27,128
親会社株主に帰属する当期純損失		27,128

連結株主資本等変動計算書（2025年7月1日から2026年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	447,122	347,122	1,439,863	△296	2,233,811
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,050	1,050			2,100
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△27,128		△27,128
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	1,050	1,050	△27,128	－	△25,028
当連結会計年度末残高	448,172	348,172	1,412,735	△296	2,208,782

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△46,223	△46,223	2,187,587
当連結会計年度中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			2,100
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△27,128
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	1,425	1,425	1,425
当連結会計年度中の変動額合計	1,425	1,425	△23,604
当連結会計年度末残高	△44,799	△44,799	2,163,984

計算書類

貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	239,318	流動負債	4,329,834
現金及び預金	338	短期借入金	836,506
前払費用	10,202	関係会社短期借入金	2,970,419
未収還付法人税等	1,642	1年内返済予定の長期借入金	404,372
関係会社短期貸付金	155,045	未払金	29,809
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	64,536	未払費用	51,771
その他	7,555	未払法人税等	2,643
固定資産	6,451,715	賞与引当金	19,223
有形固定資産	329,956	その他	15,090
建物	592	固定負債	905,095
減価償却累計額	△130	長期借入金	902,650
建物（純額）	462	その他	2,445
工具、器具及び備品	24,096		
減価償却累計額	△21,107		
工具、器具及び備品（純額）	2,988		
リース資産	5,334	負債合計	5,234,928
減価償却累計額	△2,134	純資産の部	
リース資産（純額）	3,200	株主資本	1,456,105
建設仮勘定	323,306	資本金	448,172
無形固定資産	26,509	資本剰余金	637,357
商標権	3,075	資本準備金	348,172
ソフトウェア	10,374	その他資本剰余金	289,185
ソフトウェア仮勘定	13,060	利益剰余金	370,872
その他	0	その他利益剰余金	370,872
投資その他の資産	6,095,250	繰越利益剰余金	370,872
関係会社株式	5,760,132	自己株式	△296
関係会社長期貸付金	323,537		
長期前払費用	2,407		
その他	9,174		
資産合計	6,691,033	純資産合計	1,456,105
		負債純資産合計	6,691,033

損益計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,129,140
売上総利益		1,129,140
販売費及び一般管理費		624,425
営業利益		504,715
営業外収益		
受取利息	12,431	
その他	801	13,232
営業外費用		
支払利息	72,429	
その他	1,003	73,432
経常利益		444,515
特別損失		
関係会社株式評価損	336,980	
その他	158	337,138
税引前当期純利益		107,376
法人税、住民税及び事業税	1,137	
法人税等調整額	4,975	6,113
当期純利益		101,264

株主資本等変動計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	447,122	347,122	289,185	636,307
当期中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	1,050	1,050		1,050
当期純利益				
当期中の変動額合計	1,050	1,050	－	1,050
当期末残高	448,172	348,172	289,185	637,357

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	269,608	269,608	△296	1,352,741	1,352,741
当期中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）				2,100	2,100
当期純利益	101,264	101,264		101,264	101,264
当期中の変動額合計	101,264	101,264	－	103,364	103,364
当期末残高	370,872	370,872	△296	1,456,105	1,456,105

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

株式会社メイホーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイホーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算

書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月25日

株式会社メイホーホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 哲也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬 淵 宣 考
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2025年7月1日から2026年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の

記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの2026年6月期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

株式会社メイホーホールディングス	監査役会
常勤監査役 石田	康利 ㊟
社外監査役 上田	圭祐 ㊟
社外監査役 片岡	憲明 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場	じゅうろくプラザ 2階ホール 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 TEL. (058) 262-0150(代)
交通	JR岐阜駅より…………… 徒歩／約 2 分 名鉄岐阜駅より…………… 徒歩／約 7 分 岐阜各務原I.Cより約10km…………… 車／約15分 岐阜羽島I.Cより約15km…………… 車／約20分



UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

